



荒川区子どもの権利条例が制定されました



## みんなで知ろう 子どもの権利

子どもは、あらゆる場面で尊重され、自由に意見を表現する権利等を持っています。この権利を保障し、子どもの健やかな成長を支えることを目的に、「荒川区子どもの権利条例」が制定されました。大人が協力し合い、子どもとともに、夢・希望・笑顔にあふれた荒川区を目指しましょう。

問合せ 子育て支援課管理調整係 ☎(3802)3989

自分が思ったことも  
周りの人に  
伝えていいんだよ

友だちの考えも  
大切にしないとね

### 4つの基本理念

- 子どもにとって最も良いことを第一に考えること
- すべての子どもが、差別や偏見を受けずに尊重されること
- 子どもの成長と発達に合わせて大人が適切な支援を行うこと
- 子どもは自由に自分の意見を表し、大人はその意見を一緒に考えること

### 条例は荒川区議会の提案によって制定されました

荒川区子どもの権利条例は、荒川区議会による議員提出議案として令和4年度荒川区議会定例会・2月会議に提出され、制定されました。

条例の詳細は、荒川区ホームページ(右の二次元コード)をご覧ください。



2面で、子どもの権利についての取り組み等を紹介します

### ▶子どもの夢や希望を育み、笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指して

子どもは生まれたときから一人の人間として大切にされ、未来への大きな可能性を持つ、かけがえのない存在です。

4月1日施行の「荒川区子どもの権利条例」では、子どもの最善の利益を優先すること等が基本理念として掲げられています。この条例は、23区で初めて、区民の代表である区議会からの提出により制定されたもので、子どもの権利を学ぶ授業を受けた子どもたちの思いや意見、パブリックコメントで寄せられた意見が反映されています。

条例では、保護者をはじめ、子どもと関わる仕事や地域活動をされている皆様、それぞれ役割を担い、協力・連携して、子どもの夢や希望を育み、笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指しています。

子どもたちの権利が保障され、地域の中で見守られながら、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長していくためには、子どもに関わる皆様のお力添えが不可欠です。区を代表して、改めてご理解とご協力をお願い申し上げます。

区では、子どもと家庭を取り巻くさまざまな課題を解決するため力を尽くして参りましたが、条例の制定を契機に、これまで以上に子どもたち一人ひとりが尊厳と権利を守られながら、健やかに育ちゆく地域社会づくりを全力で推進して参ります。



荒川区長  
にしかわ たいいちろう  
西川 太一郎